

6.0万

2.3万 記事を検索

特集INDEX

Part1 最新事情

生前贈与がダメになる 相続の新常識

口グイン中

トップ

週刊東洋経済

最新記事

無料記事

注目の特集

第1特集 相続の新常識

2021年7月31日号

第三者に任せても安心できない

成年後見ビジネスの実像

大野 和幸: 東洋経済 記者

ツイート (一覧)

インタビュー/自民党税制調査会長・衆議院議員 甘利明

迫る相続・贈与税の「一体化」生前贈与には頼

「資産課税は海外同様一本化が望ましい」

配偶者を保護、遺言書では現実対応も 高齢化に沿った19年改正の狙い

Part2 相続発生でやるべきこと 手続きから財産評価、優先順位まで 相続をゼ 口から知る

財産評価から税率、控除まで 相続税はこう計算しよう

Part3 もめる相続、もめない相続 肉親だからこそお金は譲れない、遺産分割のト ラブル解消

財産別に一目でわかる! 税額「早見表」 財産別に見る税額シミュレーション

夫の死後も妻は10年生きる 配偶者が報われる時代に

高齢の親が認知症になっても困らない 家族信託で財産を動かす

第三者に任せても安心できない

成年後見ビジネスの実像

2021年最新路線価で見る 相続税「駅別」試算MAP

Part4 今から備える税金対策

生前贈与から生命保険活用まで「王道」で臨む 賢い節税

相続専門YouTuberが教える①

相続に強い税理士とは

相続専門YouTuberが教える②

税務調査はこう乗り切れ

2021.07.23

本人や親族の思いが実現しない――。司法書士や弁護士への不満が続出。

ある日突然、会ったこともない弁護士が自宅に来て、一方的にこう言った。 「家庭裁判所の審判で、あなたに後見人がつくことになりました。私が後見人 です。あなたにご自分の財産を動かす権利はありません」――。

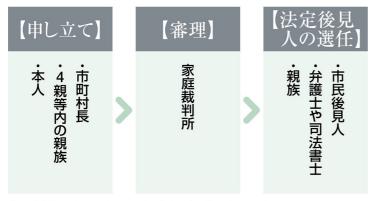
2000年4月から介護保険制度と同時に始まった「成年後見制度」。介護保険 が定着したのとは対照的に成年後見は根付かなかった。そればかりでなく「こ んなことなら利用しなければよかった」との声が相次いでいる。

成年後見制度は、認知症の高齢者や知的・精神障害者などの財産を守り、活動 を支援するために作られたものだ。これには任意後見と法定後見の2種類があ る。

任意後見は、本人に判断能力があるうちに信頼できる人に「自分が認知症にな ったらこうしてほしい」と希望を伝え、契約を締結。契約を結んだ任意後見人 は、依頼者本人が認知症になったと判断したら、家裁に申し立てる。家裁は任 意後見人の活動を支えるため、任意後見監督人も選任する。

一方の法定後見は、認知症などで本人に十分な判断能力がなくなった後、家裁 が職権によって法定後見人をつける。法定後見の申し立てができるのは、本人 や4親等内の親族、市町村長。申し立てを家裁が審理した後、法定後見人を選 任する。制度全体の利用者は20年で23万人だった。

■ 家庭裁判所が力ギを握る ―法定後見の手続き―



(出所)『成年後見制度の闇』(飛島新社)を基に本誌作成

ただ、任意後見も法定後見も、本人の意思が反映されにくく、トラブルが起こりがち。成年後見人等による不正件数は、ピーク時より減ったとはいえ、今も年200件前後ある。

■ 不正の報告は減ってきたが… 一成年後見人等による不正件数の推移一



成年後見人がつくと、本人の権利は大幅に制限されるのが一般的だ。スーパーなど日常の買い物以外の経済行為は成年後見人が代理で行い、公務員や医師、 弁護士、会社の取締役などの資格も失う。

親族を後見人から外す

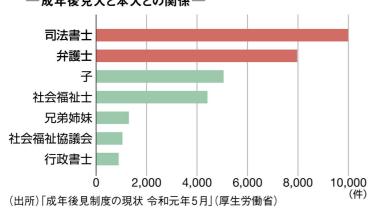
成年後見制度における最大の問題は、親族以外が後見人になることが増えている点だ。

制度のスタート時こそ、後見人には親族が選任されていた。ところが、「いずれ自分が使うお金だから」と、親族による財産の横領が頻発。監督責任が問われるのを恐れた最高裁判所は、以降、親族を後見人から外し、司法書士や弁護士などの法律専門職を選任する方向に舵を切ったのである。

とくに本人の金融資産が一定額以上あると、家裁はプロフェッショナルの職業 後見人を選ぶことが多い。かつて後見人の9割は親族だったが、今や職業後見 人が約7割を占め、親族後見人は3割を切っている。職業後見人の上位は司法書 士や弁護士。親族中心の欧米とは対照的だ。

ТОР

■ 司法書士や弁護士が多い 一成年後見人と本人との関係

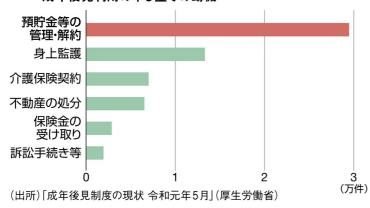


「家裁や法律専門家、自治体の圧倒的な力を前に、ほとんどの親族が後見人となれず、泣き寝入りしている」と指摘するのは、成年後見制度の問題に取り組む団体「後見の杜」の宮内康二代表だ。

後見人の仕事は、限りなく福祉に近い内容で、片手間にできるものではない。 行司役の家裁にしても人員は限られており、個々の案件を詳しく見られるわけ ではない。結果、法律専門職に"丸投げ"し、業務範囲を拡大したい弁護士や司 法書士などが食いついた、というのが実態だろう。

その被害を受けているのが認知症の高齢者本人や家族だ。財産を管理する職業 後見人の許可がなければ、本人の預貯金を解約したり、使ったりすることがで きない。

■ 「預貯金の管理・解約」が1番 一成年後見利用の申し立ての動機一



親族後見人と違い、職業後見人には報酬が発生する。基本報酬は年24万円 (本人の金融資産が1000万円以下の場合)。やることは、本人の通帳を預かる こと、家裁に報告書を年1回提出することなど、あまり多くはない。ほかに、 遺産分割協議や不動産売却、後見信託設定などもやれば、付加報酬が上乗せさ れてくる。

家裁には後見人を解任する権限があるが、よほどの理由がない限り解任することはない。いったん職業後見人をつけたら、認知症の高齢者は自分が死ぬまで、延々と報酬を払わされ続けるわけだ。

民法858条では後見人について、認知症の人などの「意思を尊重し、かつ、そ の心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない」と、身上への配慮を



定めている。が、本人と会わない、会っても話をしない後見人も少なくない。 法の理念は実現できているのか。

家族会が結成された

「成年後見制度の運用などについて、本人や家族の立場に立って具体的に提言していく」

6月28日、厚生労働省で記者会見を開いたのが、「後見制度と家族の会」である。全国26都道府県から104人が賛同して発足した。目指しているのは、後見人には原則として家族や親族がなること、本人の意思や意向を尊重すること、などだ。現場の調査や情報発信を行うほか、家裁、自治体、弁護士や司法書士の業界団体などに対し働きかけていく方針だ。



同会の石井靖子代表は、高齢の父についた、弁護士の職業後見人と、折り合いがつかなかった。家に戻りたい父に対して、後見人は施設にいたほうがいいと主張。施設側も「本人から帰宅の意思は読み取れない」と後見人に歩調を合わせた。現在も父は特別養護老人ホームで暮らしているという。

結局、成年後見制度は、誰のため、何のための制度なのか。司法書士や弁護士だけでなく、行政書士、社会福祉協議会、信託銀行など、成年後見制度に絡んで収入を得ている職業人や組織は多い。ビジネス化した制度に本人や家族が振り回されてしまっている。今こそ、制度の主旨に立ち返って、本人の財産を守り、活動を支えるにはどうしたらよいか、見直すことが必要だ。

→この号の目次ページを見る

前の記事 次の記事

関連記事





